

議案第 1 1 0 号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定  
するについて

宇治市職員の給与に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年 1 2 月 1 6 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「、次」を「、次の各号」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第3号及び第4号を1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ  
る孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円（職員に同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）がない場合には、10,500円）、扶養親族たる子については1人につき8,500円（職員に配偶者が不在の場合には、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合には、そのうち1人については9,000円）とする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に、「第1号に該当する」を「第1号に掲げる」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第4号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」に、「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える

- 。
- (3) 扶養親族たる配偶者がある職員が扶養親族たる子のない職員となつた場合（前号に該当する場合及び扶養親族たる子が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

第9条第2項本文中「、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合において」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたとき」に、「すべて」を「全て」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる子を有するに至つた場合における当該扶養親族たる配偶者に係る扶養手当の支給額の改定、扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある職員が扶養

親族たる子のない職員となつた場合（扶養親族たる子が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）における当該扶養親族たる配偶者に係る扶養手当の支給額の改定、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第9条の3第2項中「2,100円」を「1,100円」に改め、同条第4項中「に掲げる」を「の規定により住居手当を支給される」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の95」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条、第3条の2、第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	147,800	197,800	234,300	267,400	293,300	323,200	367,500	413,200
	2	148,900	199,700	235,900	269,200	295,600	325,400	370,100	415,700
	3	150,100	201,500	237,400	271,100	297,700	327,800	372,500	418,200
	4	151,300	203,300	239,100	273,200	299,700	330,000	375,200	420,600
	5	152,400	204,800	240,500	274,900	301,600	332,200	377,100	422,500
	6	153,500	206,600	242,200	276,800	303,800	334,200	379,600	424,900
	7	154,600	208,500	243,700	278,600	306,000	336,500	381,900	427,000
	8	155,700	210,300	245,300	280,700	308,000	338,700	384,500	429,200
	9	156,700	211,900	246,400	282,700	309,900	340,600	386,900	431,300
	10	158,100	213,700	248,000	284,700	312,300	342,900	389,600	433,400
	11	159,500	215,600	249,600	286,700	314,500	344,900	392,300	435,500
	12	160,800	217,400	250,900	288,600	316,800	347,100	395,000	437,600
	13	162,000	218,800	252,400	290,600	319,000	348,900	397,400	439,400
	14	163,500	220,600	253,800	292,500	321,100	351,000	399,800	441,200
	15	165,000	222,300	255,200	294,500	323,300	353,000	402,000	443,200
	16	166,600	224,200	256,600	296,300	325,400	355,000	404,400	445,200
	17	167,900	225,900	258,100	298,100	327,400	356,700	406,200	447,200
	18	169,400	227,600	259,600	300,100	329,400	358,800	408,300	449,000
	19	170,900	229,200	261,300	302,300	331,400	360,600	410,200	450,800
	20	172,400	230,800	263,200	304,300	333,400	362,500	412,000	452,500
	21	173,700	232,300	264,800	306,200	335,200	364,400	413,900	454,300
	22	176,500	234,000	266,600	308,300	337,300	366,300	415,800	455,900
	23	179,100	235,600	268,200	310,400	339,300	368,400	417,600	457,300
	24	181,700	237,200	269,800	312,500	341,400	370,300	419,500	458,800
	25	184,400	238,200	271,800	314,200	342,900	372,300	421,300	460,200
	26	186,100	239,800	273,600	316,300	344,800	374,200	422,800	461,500
	27	187,700	241,200	275,300	318,400	346,700	376,300	424,400	462,800
	28	189,400	242,400	277,000	320,400	348,600	378,300	426,000	464,100
	29	191,000	243,600	278,800	322,100	350,200	379,800	427,600	465,100
	30	192,700	244,800	280,500	324,100	352,200	381,600	428,900	465,800
	31	194,500	245,800	282,300	326,300	354,100	383,500	430,200	466,600
	32	196,200	247,100	283,800	328,400	355,900	385,100	431,500	467,300
	33	197,800	248,400	285,300	329,600	357,800	386,900	432,700	468,000
	34	199,300	249,400	287,300	331,600	359,700	388,300	434,000	468,800
	35	200,800	250,600	289,100	333,500	361,500	389,800	435,300	469,500
	36	202,300	251,900	291,000	335,700	363,200	391,500	436,500	470,100
	37	203,600	252,800	292,600	337,600	364,600	392,900	437,700	470,600
	38	204,900	254,200	294,400	339,500	365,900	394,100	438,500	471,300
	39	206,100	255,500	296,200	341,500	367,400	395,300	439,400	471,900
	40	207,500	256,800	298,000	343,500	368,800	396,400	440,200	472,500
	41	208,800	258,200	299,500	345,400	370,100	397,500	440,800	473,000

再任職  
以外の  
職員

42	210,100	259,600	301,200	347,300	371,000	398,800	441,500	473,500
43	211,400	260,800	302,800	349,100	372,100	400,000	442,200	473,900
44	212,700	262,000	304,400	351,100	373,200	401,100	442,900	474,200
45	213,800	263,300	306,000	352,600	374,000	401,800	443,700	474,500
46	215,200	264,500	307,700	354,000	375,000	402,500	444,500	475,000
47	216,500	265,800	309,300	355,500	375,900	403,200	444,900	475,400
48	217,800	266,900	311,100	357,000	376,800	403,900	445,600	475,700
49	218,900	268,000	312,000	358,700	377,700	404,500	446,100	476,000
50	220,000	269,100	313,500	359,500	378,500	405,100	446,500	476,500
51	221,000	270,500	315,000	360,700	379,300	405,600	446,900	476,900
52	222,100	271,800	316,600	361,700	380,100	406,000	447,400	477,200
53	223,300	272,800	318,300	362,600	380,800	406,400	447,800	477,500
54	224,300	273,900	319,900	363,700	381,500	406,700	448,200	478,000
55	225,200	275,200	321,500	364,600	382,200	407,100	448,600	478,400
56	226,200	276,500	323,000	365,700	383,000	407,400	448,900	478,700
57	226,500	277,400	324,500	366,700	383,500	407,700	449,200	479,000
58	227,300	278,500	325,700	367,400	384,100	408,000	449,600	479,500
59	228,100	279,400	327,000	368,100	384,700	408,300	449,900	479,900
60	228,800	280,500	328,200	368,800	385,400	408,600	450,200	480,200
61	229,500	281,600	328,900	369,200	385,800	408,900	450,500	480,500
62	230,500	282,600	329,800	369,800	386,500	409,200	450,900	481,000
63	231,400	283,500	330,600	370,500	387,100	409,500	451,200	481,400
64	232,200	284,500	331,400	371,200	387,700	409,800	451,500	481,700
65	232,900	285,000	332,300	371,500	388,100	410,100	451,800	482,000
66	233,700	285,900	332,700	372,200	388,700	410,400	452,200	
67	234,600	286,700	333,400	372,900	389,300	410,700	452,500	
68	235,600	287,600	334,200	373,600	389,900	411,000	452,800	
69	236,300	288,600	335,100	373,900	390,300	411,200	453,100	
70	236,900	289,400	335,800	374,500	390,900	411,500	453,500	
71	237,400	290,200	336,500	375,300	391,400	411,800	453,800	
72	238,100	291,000	337,200	375,900	392,000	412,100	454,100	
73	239,000	291,800	337,700	376,200	392,300	412,300	454,400	
74	239,600	292,300	338,300	376,800	392,700	412,600	454,800	
75	240,200	292,700	338,800	377,500	393,100	412,900	455,100	
76	240,700	293,200	339,400	378,100	393,500	413,100	455,400	
77	241,400	293,400	339,700	378,500	393,800	413,300	455,700	
78	242,100	293,700	340,200	379,000	394,100	413,600		
79	242,800	293,900	340,600	379,600	394,400	413,900		
80	243,300	294,400	341,100	380,100	394,700	414,100		
81	243,800	294,600	341,500	380,600	394,900	414,300		
82	244,500	294,800	342,000	381,200	395,200	414,600		
83	245,200	295,200	342,600	381,700	395,500	415,000		
84	246,000	295,500	343,100	382,000	395,700	415,200		
85	246,600	295,800	343,400	382,400	395,900	415,400		
86	247,300	296,100	343,800	383,000	396,200	415,700		
87	248,000	296,400	344,300	383,400	396,500	416,000		

88	248,700	296,800	344,700	383,800	396,700	416,200		
89	249,200	297,100	345,000	384,200	396,900	416,400		
90	249,700	297,500	345,400	384,700	397,200	416,700		
91	250,000	297,800	345,900	385,100	397,500	417,000		
92	250,400	298,200	346,300	385,500	397,700	417,200		
93	250,700	298,400	346,500	385,800	397,900	417,400		
94		298,600	346,900	386,300	398,200	417,700		
95		298,900	347,400	386,700	398,500	418,000		
96		299,300	347,800	387,100	398,700	418,200		
97		299,500	348,000	387,400	398,900	418,400		
98		299,800	348,400	387,900	399,200	418,700		
99		300,200	348,800	388,300	399,500	419,000		
100		300,600	349,100	388,700	399,700	419,200		
101		300,800	349,400	389,000	399,900	419,400		
102		301,100	349,800	389,500	400,200	419,700		
103		301,500	350,200	389,900	400,500	420,000		
104		301,800	350,700	390,300	400,700	420,200		
105		302,000	351,200	390,600	400,900	420,400		
106		302,400	351,600	391,100	401,200			
107		302,800	352,000	391,500	401,500			
108		303,100	352,400	391,900	401,700			
109		303,300	352,900	392,200	401,900			
110		303,700	353,300	392,700	402,200			
111		304,100	353,600	393,100	402,500			
112		304,400	353,900	393,500	402,700			
113		304,600	354,400	393,800	402,900			
114		304,800		394,300	403,200			
115		305,100		394,700	403,500			
116		305,500		395,100	403,700			
117		305,700		395,400	403,900			
118		305,900		395,900				
119		306,200		396,300				
120		306,500		396,700				
121		306,900		397,000				
122		307,100		397,500				
123		307,400		397,900				
124		307,700		398,300				
125		308,000		398,600				
再任用職員	190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800

第2条 宇治市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「第3項」を「次項」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「又は第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第8条、第9条及び第9条の3の改正規定 令和2年4月1日

(2) 第2条の規定 令和3年4月1日

2 第1条の規定による改正後の宇治市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、平成31年4月1日から適用し、改正後の条例第17条の4第2項の規定は、令和元年6月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇治市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

宇治市職員の給与について、所要の改正を行うものであります。